

自治基本条例をつくる会 会議概要

第44回会議	
開催日時	平成21年2月25日（水）18：30～20：30
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	10名 岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、草田和枝、酒井敏正、 杉本保喜、徳重洋子、林久芳、平原廉清、若松勇輔
事務局	市長公室長、秘書行革課主幹
協議概要	1 前回の会議概要について → 承認。 2 委員提案の小項目「事業者の責務」の現状と課題について協議を行った。 （主な意見） ・事業者の定義は？ → 市内で営利を目的として事業を行う個人又は法人をいう。 ・広く「市民」の中にあるが、あえて責務を課すには「事業者」を別項目として捉えることも必要。 ・市内には多くの商店や事業所があるがどのようにまちづくりに関与すべきか明確なルールがない。 ・事業者の活動は社会にいろいろな形で影響を及ぼすが、社会的な活動との接点が見えにくい。 ・事業者は雇用や生産活動を通じて社会貢献しているので、市民並に一律に規制を厳しく果すことはいかがなものかと思う。特に大企業と中小零細企業とは対応できる状況が異なる。 ・既設の「山陽小野田市安全安心まちづくり条例」のなかに既に「事業者の定義と役割」が規定してあるので整合を図る必要がある。 ・事業者は環境問題への調和が特に求められることなどからして、市民とは別に社会的責任が求められることを「解説」で明記するべき。 （まとめ） 事業者は、社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながらまちづくりに寄与しなければならない。 3 委員提案の小項目「子どもたちの意見」の現状と課題について協議を行った。 （主な意見） ・子どもたちは社会に対して意見をいう機会がない。 ・「市民」とは別枠で基本理念としてこの条例に盛り込むことが必要ではな

	いか。 ・「子どもの参加の原則」など他市では例が見られる。 ・山陽小野田市では「子ども議会」など開催されており、この項目があってもよいのではないか。 ・子ども会の運営の状況をもても、大人が段取りなど全てやっており、子どもたちの自主性が発揮されていない。権利と義務について謳うべきでは。 (まとめ) 子どもはその人権が尊重されると共に、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を持つ。 3 その他 ・次回は、「パブリックコメント」と「参画」について協議する。 【次回の開催について】 第45回会議：平成21年3月11日(水) 18:30～第2委員会室
--	--